

「事務・事業の在り方に関する意見」の実施状況（概要）

（三位一体の改革）

三位一体の改革に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえて以下の措置を実施。

国庫補助負担事業の廃止・縮減等

平成 18 年度予算において、三位一体の改革の一環として、国庫補助負担金改革を推進。

- ・税源移譲に結びつく改革

義務教育費国庫負担金、次世代育成支援対策施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（都道府県交付金分）、公営住宅家賃対策等補助等

- ・スリム化の改革

公共事業関係費（対前年度比 1,868 億円、 4.1%）等

- ・交付金化の改革

医療提供体制施設整備交付金、里山エリア再生交付金の創設や地域再生基盤強化交付金等の拡充

- ・引き続き、対象事業の重点化、採択基準の引き上げ、統合補助金化等を実施。

（社会保障）

幼保一元問題

小学校就学前の子どもに関する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う「認定こども園」制度（平成 18 年 10 月 1 日施行予定）の創設。

（教育・文化）

市町村費による教職員配置

現在、構造改革特区において、市町村費による教職員配置が行われているが、平成 18 年度からこれを全国化。

（公共事業）

住生活基本計画制度の創設等

公営住宅制度について、国が整備事業量を定めるトップダウン型から、都道府県が供給目標量を定め、国土交通大臣の同意を求める仕組みへ。